

統一教会からの3月2日付け回答書に対する弁護団長談話

- 1 当弁護団は、第一次集団交渉申入れとして、統一教会（現「世界平和統一家庭連合」）に対して令和5年2月22日付け通知書を送付したところ、統一教会から同年3月2日付け回答書が送られてきました。

同回答書において、統一教会は、当弁護団からの調査回答請求とその後の交渉について、「従来と同様、まずは、各地の信徒会関係者が事実関係を調査の上、個別に対応いたします。」「調査が完了次第、各地の信徒会関係者より担当弁護士宛に直接連絡いたします。」と回答しました。すなわち、統一教会本部ではなく信徒会関係者が対応する、当弁護団とは交渉せず個別の弁護士とのみ交渉する、というものです。

また、損害賠償請求及び面談申入れに対しては、「貴職らの慰謝料を含む損害賠償全額の支払請求及びそれを前提とする交渉や面談には応じられません。」としてこれを拒否しています。「請求の中には既に時効となっているものや、除斥期間をはるかに超えているものが相当数ある」ことを指摘していることから、これらの被害については賠償に応じないとも受け取れます。

- 2 このような統一教会の態度は、甚だ不誠実だと言わざるを得ません。

統一教会は、昨年9月22日の記者会見において、「過度な献金」の存在を認めたと上で、信者や元信者から返金や被害を訴えるなどの申し出があった場合は、一件一件誠意を尽くして対応し自ら早期に解決を図る、と公言していました。また、10月4日の会見においては、たとえ何年前のものであっても耳を傾ける必要がある、まずお話を伺うというのが基本姿勢である、とも述べていました。

ところが、この度の統一教会の対応は、その言に反して、法人としての責任を全く認めようとせず、各地の信者にその責任と負担を転嫁しようとするものです。

また、個々の弁護士を相手とし、弁護団との集団交渉には応じないこと、それによって賠償額を低額に抑えることを企図するものです。

何より、多数の裁判例が統一教会の違法な勧誘・教化活動を認定してきたにもかかわらず、これを改めることをしなかったために長期間にわたって甚大な被害を生じさせたことに対し、真摯に向き合うものとはいえません。統一教会の被害は、多額の経済的な被害を与えたに留まりません。人の弱みにつけ込んで意図的に正常な判断ができない状態を作り出し、ときには家庭を破壊し、違法行為に加担さ

せ、あるいは人生そのものを狂わせるという、極めて深刻な被害です。統一教会は、まず、そのような自らの責任と真摯に向き合うべきです。

- 3 こうした余りにも深刻な被害を受けた被害者の方全員が、一刻も早く、十分な被害回復を受けられるようにする必要があります。当弁護団が日弁連の支援を受けて結成されたことや、法テラスとも連携協定を締結するに至ったのは、日弁連も法テラスも、このあまりにも深刻な被害を看過できなかったからにほかなりません。

しかし、個別の信徒会なるものに対し（なお、当弁護団は信徒会なるものの存在を認めるものではありません。）、個々の弁護士が個別に交渉するのでは、個別バラバラの解決となるだけです。しかも、解決に至らなければ、個別バラバラに裁判を起こさなければなりません。これでは、被害者の方の負担も重く、被害者の方全員が迅速且つ十分な被害回復を得ることが難しくなってしまいます。それよりも、当弁護団に所属する334名の弁護士の英知を結集して集団的に交渉することが、被害者の方全員の被害を迅速且つ十分に回復するために最も有益です。

そこで、当弁護団は、当弁護団と、統一教会本部が、集団交渉を行うことを求めました。個別の「信徒会」なるものに対し、個々の弁護士が交渉することを求めている訳ではありません。これまで個々の弁護士が統一教会と交渉してきたことはあるとしても、その継続延長では全くありません。これまでと次元、ステージが全く違うことを、統一教会は理解すべきです。

- 4 上記回答書に対して、今後、当弁護団は正式に対応を検討し、再通知書を送付することを予定しておりますが、上記回答書を公開するにあたりその内容が極めて不誠実であることを明らかにすべく、ここに本談話を発表いたします。

2023年3月6日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 村越 進